

平成30年9月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	NKMC OMNIBUS株式会社 (法人番号: 1090003001085) 代表者 柳川豊
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県甲府市上曾根町3200-101 (本社営業所) 山梨県甲府市上曾根町3200-101
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月21日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(4) 定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)、(5) 報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 17点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成30年9月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	D・Y EXPRESS株式会社 (法人番号: 5040001063153) 代表者 山下大介
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県山武郡芝山町岩山205-2 (千葉営業所) 千葉県山武郡芝山町岩山205-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数50日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年1月16日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5点 当該事業者の累積点数 5点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)
当該行政処分等に係る営業所については、岩手営業所廃止に伴い千葉営業所としたものです。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について1. (11)②ハ参照)

平成30年9月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ムーヴアシスト (法人番号: 6021001059605) 代表者 渡邊雄二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県平塚市横内2306-20 (本社営業所) 神奈川県平塚市小鍋島18-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年5月25日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年9月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社吉祥リムジン (法人番号: 4011701015083) 代表者 吉岡勇
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区松島4-20-8 (江戸川営業所) 東京都葛飾区東新小岩2-19-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第20条
(6) 違反行為の概要	平成29年12月19日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1) 営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(4) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年9月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社埼東観光 (法人番号: 3040002099099) 代表者 毛利一博
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市西三里塚1-57 (本社営業所) 千葉県成田市西三里塚1-57
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 290日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年2月19日及び平成30年2月26日、定期的な監査を実施。11件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2) 営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3) 運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4) 点呼の実施等義務違反(運輸規則第24条)、(5) 乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(7) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8) 運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9) 初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10) 初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(11) 書類の適切管理義務違反(運輸規則第69条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 29点 当該事業者の累積点数 29点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)

平成30年9月4日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成30年9月4日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社K I企画 (法人番号: 5050002041017) 代表者 石塚清
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県常総市水海道森下町4470 (本社営業所) 茨城県稲敷郡河内町源清田6205
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 90日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成29年12月6日、定期的な監査を実施。5件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2) 乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3) 運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(4) 運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(5) 運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2。(4)但し書き参照)